

## 寄付をお考えの方へ(寄付金募集要領)

### ◆ ご寄付金の使途

公益財団法人として行う公益事業のための費用

### ◆ お申し込み方法

別紙「寄付金申込書」にご記入の上、当財団まで郵送またはFAXにてお申し込みください。

郵送先 〒101-0003  
東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館7階  
公益財団法人 日中技能者交流センター 財政部常務理事 永井

F A X 03-5212-2536

### ◆ お振込方法

「寄付金申込書」をご送付いただいた後、下記口座にお振込みください。

金融機関名・支店名 みずほ銀行 本郷支店  
口座番号 普通預金 2135487  
口座名義 公益財団法人 日中技能者交流センター

※ 恐れ入りますが、振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。

### ◆ 領収証の郵送

寄附金の領収証は、個人様については確定申告時に、法人様は税務申告時に必要となります。  
寄付金のご入金の確認後、寄付金申込書に記載のご住所に送らせていただきますので、大切に保管願います。

### ◆ ご寄付に対する税制上の優遇措置

当財団に対する寄付金は、税法上、優遇措置の対象となります。

個人の方によるご寄付

#### 1. 所得税

寄付金控除には、「所得控除」と「税額控除」の方式がありますが、当財団は税額控除対象法人に該当しませんので、「所得控除」方式により、寄付金控除を受けることが出来ます。

##### (1) 所得控除の計算

$(\text{寄付金合計額} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率} = \text{寄付金控除額}$

※ 寄付金合計額は、年間所得金額の40%が限度額になります。

※ 所得税率は、年間の所得金額によって異なりますので、国税庁のホームページにてご参照ください。

##### (2) 税額控除の計算

省略。

#### 2. 住民税

都道府県・市区町村が各々の条例で指定した寄付金が、個人住民税の軽減措置(寄付金控除)の対象となります。  
(全国一律ではありませんのでご注意ください)

寄付金額から、2千円を差し引いた額を元に、以下の条件で寄付金控除が受けられます。

・都道府県指定の場合は、4%が個人都道府県民税の税額控除となります。

・市区町村指定の場合は、6%が個人市区町村民税の税額控除となります。

所得税の確定申告の際に、個人住民税の寄附金控除も合わせて申告できます。

上限額は、年間所得の30%までとなります。

上記、1. 所得税、2. 個人住民税の寄付金控除を受けるためには、確定申告が必要です。

当財団が発行する領収証と「税額控除に係る証明書」を、確定申告の際に合わせてご提出ください。

確定申告の時期は毎年2月16日から3月15日までです。(土日の場合は翌日か翌々日)

勤務先などで実施される年末調整等では寄付金控除を受けることはできませんので、ご注意ください。

法人様によるご寄付

当財団に対する寄付金は、一般の寄付金とは別枠で、以下の金額を限度として損金算入することができます。

損金算入限度額＝(資本金等の金額 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%) ÷ 2

※資本金等の金額は、資本の金額と資本積立金の合計額を指します。

限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。

寄付金を損金に算入するには、確定申告書に寄付金額を記載し、寄付金の明細証と領収証、また当財団が公益財団法人であることの証明書をご提出ください。

詳しくはお近くの税務署、税理士までご確認ください。

◆ お問い合わせ窓口

公益財団法人 日中技能者交流センター 財政部

Tel 03-5212-2532

◆ 個人上の取扱い

ご記入いただきました個人情報、寄付者の方への連絡、領収証の郵送のみに使用させていただき、法令の規定に基づく場合を除き、第三者に提供することはありません。